

## 移住支援金の交付申請に必要な書類の例

申請書類に各種証明書類を添えて、移住先市町村窓口に提出してください。

※提出書類は市町村によって異なります。詳細は、転入先市町村にお問い合わせください。

### 【申請可能時期】

- 就業者:移住後3か月～1年間 かつ 就職後連続して3か月以上在職後
- 創業者:移住後3か月～1年間 かつ 創業支援金の交付決定の日から1年以内

### 【提出書類の例】

1	写真付き身分証明書	<input type="checkbox"/> 運転免許証等
2	移住支援金の振込先を確認できる書類	<input type="checkbox"/> 預金通帳の写し、キャッシュカードの写し 等
3	申請様式等	<input type="checkbox"/> 移住支援金交付申請書兼 実績報告書 <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱い <input type="checkbox"/> 移住支援金の交付申請に関する誓約事項 ※ いずれも市町村指定の様式を使用すること
4	移住後の就業 または創業の状況を確認できる書類	(就業(マッチングサイト経由・専門人材・テレワーカー・関係人口)の場合) <input type="checkbox"/> 移住後の就業先企業等が交付した「就業証明書」または「要件証明書」 ※ 市町村指定の様式を使用すること (創業の場合) <input type="checkbox"/> 創業支援金の交付決定通知の写し
5	移住元での通算5年以上 及び移住直前連続1年間の在住の証明書類	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し 等 ※ 申請者本人について、移住元での在住期間や移住先への転入日を確認できること
6	2人以上の世帯で移住したことの証明書類 ※「世帯」区分で申請する場合	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し 等 ※ 世帯員について、移住元及び移住先において申請者本人と同一世帯であること 及び 移住先への転入日が確認できること
	18歳未満の世帯員を帯同して移住したことの証明書類 ※「世帯」区分で「子育て世帯加算」を申請する場合	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し 等 ※ 世帯員について、移住元及び移住先において申請者本人と同一世帯であること及び移住先への転入日が確認できること ※ 18歳未満の帯同者の人数及び年齢(生年月日)が確認できること

7	移住元での通算5年以上 及び 移住直前連続1年間の就労の証明書類	(企業等に雇用されていた場合)
		<input type="checkbox"/> 就業先企業等の退職証明書、在籍証明書 等 ※ 移住元での就業先企業等や勤務地が確認できること <input type="checkbox"/> 離職票、雇用保険の被保険者証、雇用保険加入履歴の証明 等 ※ 雇用保険の被保険者であった(被保険者である)ことを確認できること
		(法人経営者または個人事業主であった場合)
8	その他	<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本、開業届出済証明書 等 ※ 移住元での事業所所在地を確認できること <input type="checkbox"/> 個人事業等の納税証明書 等 ※ 移住元での事業所開設期間を確認できること
		(通算5年の就労期間に通学期間を通算する場合)
		<input type="checkbox"/> 大学等に通学していたことの証明書類(卒業証明書等) ※在学期間や卒業校の所在地を確認できること
		<input type="checkbox"/> 県・市町村が必要と認めた書類